

教育委員会定例会議事日程

令和3年8月4日（水）午後2時00分

1 会議録の承認

2 請願等審査

受理番号14 横浜市立中学校社会科歴史教科書採択に関する要望書

3 審議案件

教委第18号議案 高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「社会科歴史的分野」の教科書の採択について

4 その他

横浜市教育委員会
教育長 鯉淵信也 様



2021年7月8日

受理番号 14

歴史教科書に対する〈もうひとつの指導書〉研究会
代表 和歌森民男

横浜市立中学校社会科歴史教科書採択に関する要望書

今般、自由社版中学歴史教科書が文科省の検定を合格したことにより、横浜市教育委員会が改めて中学歴史教科書採択を行うことになったことに関して、私たち「歴史教科書に対する〈もうひとつの指導書〉研究会」は、以下の理由で、この採択の準備を直ちに中止することと、昨年採択されなかった育鵬社版歴史教科書と同じく「新しい教科書をつくる会」の自由社版歴史教科書を採択しないように申し入れを行います。

まず、第1に、横浜市がなぜ今回この採択を行うのかについて大きな疑問があります。昨年8月の採択のあと、教育現場で教える教員たちはその教科書を4年間使用するという前提で教材研究などの授業準備をしてきてています。今回の採択は、現場教員のそのような努力を無にする点で、教育現場の実情を無視したものであると言わざるをえません。

また、これを使用する生徒の立場からすれば、1年経つか経たないかのうちに教科書がくるくると違うものに変わることは、生徒に不安や動搖を与えかねないものと危惧します。特に年齢の近い兄弟姉妹のいる家庭では、家庭学習においても、一年違いの兄弟姉妹でも異なる教科書を使用するという混乱を招くことが予想され、ひいては保護者に学校教育全般に対する不信感を招くものと考えます。藤沢市などの他市では、自由社版の検定通過を理由にした2年続きの歴史教科書の採択準備に入ることを見送っていることを考えると、横浜市のこの対応は理解できないものです。

第2に、採択が行われるとしても、今回採択にかかる自由社版歴史教科書の記述内容は大きな問題点をもつものです。一言でいうと、この歴史教科書は、天皇制を古くから確立したものとし、そのもとで一貫して美しい伝統を持ち続けた国が日本である、とする勤皇

民族史観に基づいて書かれています。一例をあげれば、神話上の人物を皇室の祖先神とし、実在しない神武天皇の「即位」が「大和朝廷」の始まりであるとするなど、現在の歴史学の水準から大きく乖離したものと言わざるをえません。また、班田収授法下で農民が新たな開墾地を「私有」することを認めたとして、「私有」という後世の概念を8世紀にまで持ち込み、古代から近代を貫く歴史の見方に大きな錯誤を招きかねない記述をしています。その他、日露戦争や太平洋戦争についても西欧列強によって植民地化されていた諸民族に独立への希望を与えた、という一面的な書き方をしていることは特徴的です。

第3に、このような自由社の基本的歴史観は、昨年8月に横浜市教育委員会が採択会議で採択をやめた育鵬社版歴史教科書と同じ歴史観のもとに書かれているということです。同じというより、その勤皇民族的傾向は育鵬社版より顕著です。前回不採択とした育鵬社版と同じ歴史観にたつ、またはより問題点の多い自由社版歴史教科書を採択する理由はなんでしょうか。教科書は生徒の学びに大きな影響があるだけに、問題のある歴史の見方に連なる記述について大人は責任をもつべきと考えます。読みやすいとか絵や史料が豊富とかの技術的な評価で済まされる問題ではないのです。

私たちは、以上のことから、今回の中学歴史教科書の採択において、直ちに採択の準備を中止すること、よしんば採択が行われたとしても、昨年の採択結果を変更する採択はないこと、また、たとえ変更する場合でも、それまで使用されながらも昨年採択されなかった「新しい歴史教科書をつくる会」系の育鵬社版歴史教科書および自由社版歴史教科書を採択しないことを要望します。

歴史教科書に対する《もうひとつの指導書》研究会

連絡先 [REDACTED]

〒222-0021 横浜市港北区篠原北 [REDACTED]

Tel [REDACTED]

教委第 18 号議案

高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「社会科歴史的分野」の教科書の採択について

高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「社会科歴史的分野」の教科書採択を実施する。

令和 3 年 8 月 4 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

令和3年度横浜市教科書採択の基本方針に則り、横浜市教科書取扱審議会から答申が提出されたため、令和4年度に使用する高等学校用教科書、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書並びに令和4年度から令和6年度に使用する中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用「社会科歴史的分野」の教科書採択について提案する。

1 採択する教科書

- (1) 高等学校において令和4年度に使用する教科書
- (2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和4年度に使用する教科書
- (3) 中学校・義務教育学校後期課程、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和4年度から令和6年度に使用する「社会科歴史的分野」の教科書

2 参考資料

- (1) 令和3年度横浜市教科書採択の基本方針
- (2) 令和3年度教科書採択手順
- (3) 横浜市教科書取扱審議会条例
- (4) 採択の観点及び具体的な調査項目の視点
- (5) 中学校社会科歴史的分野の教科書 発行者一覧

資料 1

令和 3 年 5 月 13 日
横浜市教育委員会

令和 3 年度横浜市教科書採択の基本方針

(前文)

教科書は、教育課程の構成に応じて教育内容が組織排列された教科の主たる教材として、学校において使用が義務づけられており、学校教育において極めて重要な役割を果たしている。したがって、本市学校教育の一層の充実に資する適切な教科書を採択することが重要である。

よって、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育基本法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等、関係法令の規定に基づき、横浜市立学校で使用する教科書の採択を適正に行うため、次のとおり令和 3 年度横浜市教科書採択の基本方針（以下「基本方針」という。）を定める。

1 教科書の採択について

(1) 令和 3 年度は、次の教科書を採択する。

- ア 高等学校において令和 4 年度に使用する教科書
- イ 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において令和 4 年度に使用する教科書

なお、義務教育学校前期課程を含む小学校において使用する教科書は令和元年度に採択した教科書を令和 5 年度まで継続使用する。義務教育学校後期課程を含む中学校（以下「中学校」という。）、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において使用する教科書は令和 2 年度に採択した教科書を令和 6 年度まで継続使用する。

ただし、令和 2 年度に再申請をし、文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなった教科書があるため以下の種目については、義務教育諸学校の教科用図書無償措置法施行規則に則り手続きを行う。

- ウ 中学校、中高一貫教育校である南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校において令和 4 年度から令和 6 年度に使用する社会科歴史的分野の教科書

- (2) 横浜市立学校において使用する教科書は、学校教育法附則第9条に規定する図書（以下「一般図書」という。）を除き、文部科学省が作成した校種毎の教科書目録に登載されている、文部科学大臣の検定を経た教科書又は文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下「著作教科書」という。）の中から採択する。
- (3) 採択が終了した後に、高等学校、特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において、発行者の都合等によって採択を変更する必要が生じた場合には、教育委員会が採択した教科書一覧の中から、児童生徒の実態等に応じて新たに教科書を選択し、採択の変更を行う。

2 採択の基本原則

- (1) 公正かつ適正な手続き
文部科学省や神奈川県教育委員会の通知に基づき、採択権者である教育委員会の判断と責任のもと、静ひつな環境を確保し、公正確保を一層徹底するとともに、適正な手続きによって採択を行う。
- (2) 教科書の調査研究
教科書目録に登載されたすべての教科書の内容について、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。
- (3) 静ひつな採択環境の確保
教科書の採択が公正かつ適正に行われるために、様々な働きかけにより円滑な採択事務に支障をきたすことのないよう、静ひつな採択環境を確保する。
- (4) 開かれた採択の実施
基本方針をあらかじめ公表するとともに、採択に関する情報を、採択終了後に積極的に公開するなど、より開かれた採択に努める。

3 採択の観点

教科書の採択に当たっては、「横浜教育ビジョン2030」、「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に示した横浜が目指す子どもの姿の実現のために、主に次の観点から検討して最も適切と思われるものを採択する。

- (1) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。

- (2) 「横浜教育ビジョン 2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。
- (3) 児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。
デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。

[高等学校]

- (4) 高等学校において使用する教科書は、各学校の特色、生徒の学習実態や興味・関心及び進路希望等を踏まえ、かつ、各教科・科目の目標の実現を図るために最も適切と思われるものであること。

[特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級]

- (5) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級において使用する教科書は、各教科等の指導計画、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」に基づき、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うために、適切な内容であること。

4 採択の流れ

- (1) 教育委員会は、横浜市教科書取扱審議会条例に基づき設置される横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）に対し、今年度採択する教科書の取扱いに関し、本方針を踏まえ、採択の観点に基づいて、調査・審議を諮問する。
- (2) 審議会は、教科書を調査研究した結果と横浜が目指す子どもの姿との関連を慎重に審議し、市立学校で使用するにあたりふさわしい教科書をとりまとめ、教育委員会に答申する。
- (3) 教育委員会は、審議会答申を受けて、その判断と責任において慎重に審議し、公正かつ適正に、教科書の採択を行う。その後、採択結果と需要数を神奈川県教育委員会に報告する。

5 調査研究について

- (1) 高等学校用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本により、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

高等学校においては、各学校の特色や教科・科目の開設状況が異なるため、審議会は、各学校の教科・科目を履修する生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求める。

(2) 特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級用教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された著作教科書及び一般図書について、十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

特別支援学校及び小・中・義務教育学校個別支援学級においては、障害の種別や程度によって個々の児童生徒の学習実態が大きく異なるため、審議会は各学校の当該児童生徒の学習実態に基づいた教科書の報告を各校長に求める。

(3) 中学校、南高等学校附属中学校及び横浜サイエンスフロンティア高等学校附属中学校用社会科歴史的分野の教科書

ア 教科書

審議会は、教科書目録に登載された社会科歴史的分野の教科書について、教科書編修趣意書、教科書見本、令和2年度採択時の答申等の資料により、教科書調査の調査項目に基づいて十分に調査研究を行う。

イ 学習実態

令和2年度に調査した中学校社会科の学習実態を使用する。

6 その他

基本方針で定めのない事項については、必要に応じて、教育委員会で審議し定めるものとする。

「令和3年度横浜市教科書採択の基本方針」において、教育委員会が横浜市教科書取扱審議会に対して調査・審議を諮問するにあたり、今年度採択する教科書の取扱いに関する別途定める調査項目については、次のとおりとする。

調査項目

採択の観点(1) 【関係法令】

- ①教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色がある。
- ②学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色がある。
- ③学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色がある。

採択の観点(2)

【横浜教育ビジョン2030 及び横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領】

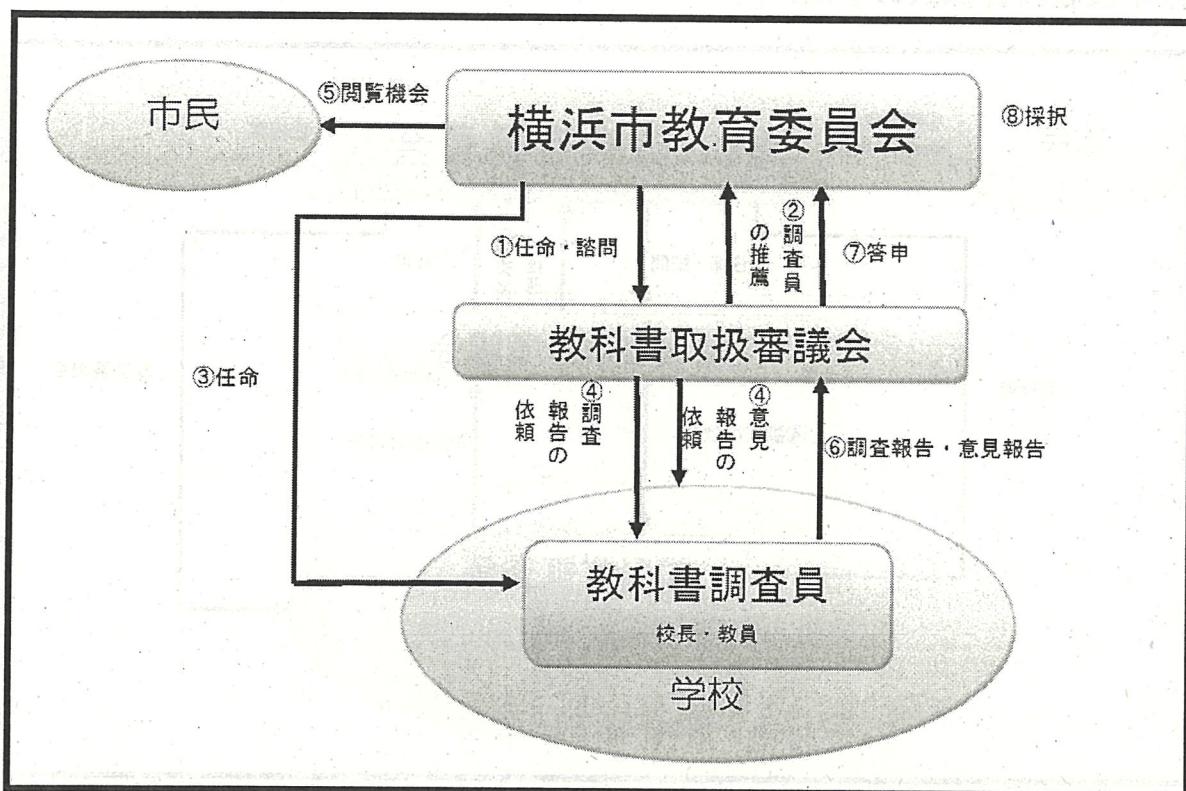
- ①主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしていることや、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色がある。
- ②小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ③学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色がある。
- ④「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色がある。
- ⑤持続可能な開発目標（SDGs）*の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色がある。
- ⑥地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色がある。

採択の観点(3) 【体裁等】

- ①児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかるわらず読みやすい工夫がある。
- ②デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある。

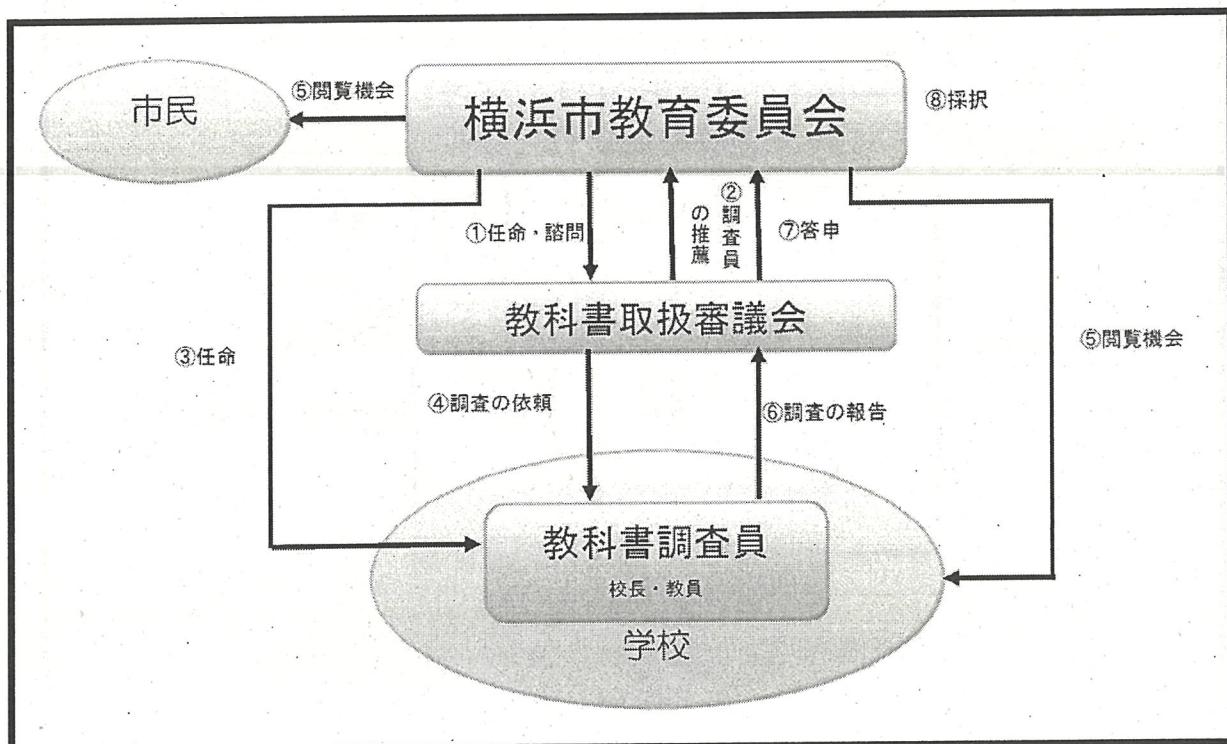
*2015（平成27）年9月「国連持続可能な開発サミット」にて、全会一致で採択された開発目標。先進国を含む、国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標を設定している。

〈高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級用教科書採択の手順〉



- ① 教科書採択にあたり、市教委は「教科書採択の基本方針」を定めます。また、市教委の附属機関として、「横浜市教科書取扱審議会」(以下「審議会」)を設置し、審議委員を任命した上で、教科書採択のための調査・研究について諮問します。
- ② 審議会は、教科書の専門的な調査研究を行うため、教科書調査員を市教委に推薦します。
- ③ 教科書調査員の任命は市教委が行います。
- ④ 審議会は教科書調査員に調査報告を依頼します。また、高等学校、特別支援学校及び小・中学校個別支援学級については、各学校や個々の児童・生徒によって実態が大きく異なるため、各学校長に教科書の意見報告を依頼します。
- ⑤ 市教委は、保護者や市民が教科書を閲覧できるよう、教科書展示会を開催します。
- ⑥ 教科書調査員は審議会に調査報告を、各学校長は審議会に意見報告をそれぞれします。
- ⑦ 審議会は、調査資料等を基に審議し、その結果を市教委に答申します。
- ⑧ 市教委は答申を受け、慎重に審議の上、教科書を採択します。

〈中学校教科書採択の手順〉



- ① 教科書採択にあたり、横浜市教育委員会（以下「市教委」）は「教科書採択の基本方針」を定めます。また、市教委の附属機関として、「横浜市教科書取扱審議会」（以下「審議会」）を設置し、審議委員を任命した上で、教科書採択のための調査・研究について諮詢します。
- ② 審議会は、教科書の専門的な調査研究を行うため、教科書調査員を市教委に推薦します。
- ③ 教科書調査員の任命は市教委が行います。
- ④ 審議会は教科書調査員に調査を依頼します。
- ⑤ 市教委は、市民や教員が教科書を閲覧できるよう、教科書の閲覧機会を設けます。
(市立18図書館で教科書展示会を開催)
- ⑥ 教科書調査員は審議会に調査結果を報告します。
- ⑦ 審議会は、調査資料等を基に審議し、その結果を市教委に答申します。
- ⑧ 市教委は答申を受け、慎重に審議の上、教科書を採択します。

横浜市教科書取扱審議会条例

資料3

制 定 昭和39年6月10日条例第71号
最近改正 平成26年12月26日条例第79号

横浜市教科書取扱審議会条例をここに公布する。

横浜市教科書取扱審議会条例

(設 置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第6号の規定に基づき、横浜市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科書の取扱いについて適正を期すため、教育委員会の附属機関として、横浜市教科書取扱審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、市立学校において使用する教科書の取扱いに関し必要な事項を調査審議する。

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、教育委員会に意見を述べることができる。

(組 織)

第3条 審議会は、委員20人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が任命する。

(1) 校長及び教員	8人
(2) 教育委員会事務局職員	5人
(3) 学識経験のある者	3人
(4) 児童及び生徒の保護者	4人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(調査員)

第6条 審議会に、専門事項を調査するため、調査員を置くことができる。

2 調査員は、審議会の推薦に基づき、教育委員会が任命する。

3 調査員の任期は、そのつど教育委員会が定める。

(会議)

- 第7条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
 - 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事及び書記)

- 第8条 審議会に、幹事及び書記若干人を置く。
- 2 幹事及び書記は、教育委員会事務局職員のうちから、教育委員会が任命する。
 - 3 幹事は、会長の命を受け、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
 - 4 書記は、会長の命を受け、審議会の事務に従事する。

(庶務)

- 第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

- 第10条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会にはかって定める。

付則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行後最初の審議会の招集は、教育委員会が行う。

附 則 (昭和49年6月条例第40号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和49年7月1日から施行する。

附 則 (平成13年2月条例第16号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例による改正前の横浜市教科書取扱審議会条例第3条第2項の規定により任命されている委員の任期は、同条例第4条第1項の規定にかかわらず、同日までとする。
- 3 この条例の施行後最初の横浜市教科書取扱審議会の会議は、教育委員会が招集する。

附 則 (平成26年12月条例第79号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

資料4

採択の観点及び具体的な調査項目の視点

1 採択の観点

観点1	教育基本法、学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、各教科の目標の実現や指導内容の充実に適したものであること。
観点1 ①	教育基本法における教育の目標を実現するのに、よりふさわしい特色となっている点
観点1 ②	学校教育法における学力の要素をバランスよく育成するのに、よりふさわしい特色となっている点
観点1 ③	学習指導要領に示された教科目標の実現や内容の展開に関して、よりふさわしい特色となっている点

観点2	「横浜教育ビジョン2030」及び「横浜市立学校カリキュラム・マネジメント要領」に基づく学習活動に適したものであること。
観点2 ①	主体的に考え、問題や課題を見つけ解決していく学習過程を大切にしている点や、言語能力及び情報活用能力を育成するために、よりふさわしい特色となっている点
観点2 ②	小中の学習の連続性や幼保小中高の接続を図ったり、学習段階に応じた課題の工夫をしたり、学習意欲を高めるために、よりふさわしい特色となっている点
観点2 ③	学んでいることを実生活や社会と関連付ける工夫や、身近な出来事や社会問題への関心を高めるために、よりふさわしい特色となっている点
観点2 ④	「だれもが」「安心して」「豊かに」という人権教育の方針を踏まえ、多様な価値観を認め支え合う態度や、豊かな感性を育むためによりふさわしい特色となっている点
観点2 ⑤	持続可能な開発目標（SDGs）の達成など、よりよい社会の創造に向けて、グローバルな視野で自ら考え行動し続ける態度や公共心を育むために、よりふさわしい特色となっている点
観点2 ⑥	地域の歴史や、伝統文化を理解したり、その魅力を発見したり、将来や社会とのつながりを学んだりするために、よりふさわしい特色となっている点

観点3	児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫があることや、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫があること。 デジタル教材への活用の工夫があることや、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫があること。
観点3 ①	児童生徒が学習をするに当たり使いやすい工夫がある点や、障害その他の特性にかかわらず読みやすい工夫がある点
観点3 ②	デジタル教材への活用の工夫がある点や、教科書の用紙やインキなど環境面に配慮した工夫がある点

2 具体的な調査項目の視点

【社会(歴史的分野)】

観点2 ①	・課題解決的な学習場面の設定 ・社会的な見方・考え方 ・社会的事象の意味や意義 ・情報の収集や活用の仕方
観点2 ②	・小学校や高等学校との学習の連続性 ・中学校各分野との関連 ・コラムや資料、導入の工夫
観点2 ③	・実生活や現代的諸課題との関連付け ・新たな課題への気付き ・学んだことの活用
観点2 ④	・多面的・多角的なものの見方 ・多様な考え方、立場の理解
観点2 ⑤	・SDGsの扱い ・社会参画の視点 ・選択、判断、構想する力 ・公民としての資質・能力の育成
観点2 ⑥	・地域の歴史や伝統文化への理解 ・過去と現在のつながりの理解
観点3 ①	・文字の見やすさ（ユニバーサルフォント） ・色使いのバランス（カラーユニバーサルデザイン） ・索引の工夫 ・資料、写真、図表等の配置 ・大きさや重さ等
観点3 ②	・二次元コード等 ・用紙やインキ等の環境への配慮

令和4～6年度使用
中学校用社会科歴史的分野の教科書 発行者一覧

種 目	発 行 者							
社会 (歴史的分野)	東京書籍	教育出版	帝国書院 (令和2年度採択)	山川出版社	日本文教出版	自由社 (令和2年度検定合格)	育鵬社	学び舎

横浜市教育委員会 8月4日定例会 座席表

鯉渕教育長 中上委員

木村委員
四王天委員森委員
大塚委員

教育次長 総務部長 説明者 説明者